

東近江市公告

下記業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和8年6月8日

東近江市長 小 椋 正 清

記

1 一般競争入札に付する業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 第2044号 蛇溝町地先ほか水道管布設替設計業務

(2) 実施場所

東近江市蛇溝町地先ほか

(3) 業務概要

業務区間延長 L=290メートル

φ350ミリ L=290メートル

φ400ミリ L=290メートル

水管橋 N=2橋

(4) 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

(5) 予定価格

事後公表

2 入札方式

事後審査型条件付一般競争入札

3 入札参加方式

単体のみとする。

4 入札参加資格要件

この入札に参加できる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 令和8年度東近江市建設工事等入札参加資格者として測量・建設コンサルタント等業務に登録され、「土木関係建設コンサルタント業務」の「上水道及び工業用水道」に登録があること。

- (2) 公告の日から開札（入札執行）の日までに、東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準（平成20年東近江市告示第253号）に係る指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつ、その取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に資本的関係又は人的関係がないこと。
- (6) 令和8年度東近江市入札参加有資格者名簿に登録されている本店又は支店若しくは営業所を滋賀県内に有していること。
- (7) 事業者としての実績は問わない。
- (8) 次の要件を満たす技術者を当該業務に配置できること。

なお、管理技術者と照査技術者の兼務は認めない。

ア 管理技術者 次の資格及び実績を有するものであること。

(ア) 技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）、技術士（総合技術監理部門「上下水道-上水道及び工業用水道」）、技術管理者（上水道及び工業用水道）又はR C C M（上水道及び工業用水道）

(イ) 公告日から過去5年以内に公共団体発注の上水道の布設又は布設替の詳細設計業務（公告の前日までに完了したものに限る。）を管理技術者又は照査技術者として着手から完了まで行った実績を有すること。

イ 照査技術者 次の資格及び実績を有するものであること。

(ア) 技術士（上下水道部門「上水道及び工業用水道」）、技術士（総合技術監理部門「上下水道-上水道及び工業用水道」）、技術管理者（上水道及び工業用水道）又はR C C M（上水道及び工業用水道）

(イ) 公告日から過去5年以内に公共団体発注の上水道の布設又は布設替の詳細設計業務（公告の前日までに完了したものに限る。）を管理技術者又は照査技術者として着手から完了まで行った実績を有すること。

※同日公告で他の業務がある場合の兼任を認めるが、管理技術者（技術管理者）の配置を求める場合の管理技術者（技術管理者）の重複業務数は、500万円以上の東近江市発注の実質業務が3件（履行中の業務を含む。）までとする。

※配置予定技術者は、公告日の現在において、3箇月以上の直接的な雇用関係にあること。

5 仕様書の閲覧及び配布

- (1) 当該仕様書（図面及び特記仕様書）は、特別な場合を除き、東近江市入札情報システム（以下「入札情報システム」という。）で閲覧及び取得するものとする。
- (2) 仕様書の配布期限は、令和 8 年 7 月 1 日（水）午後 5 時とする。
- (3) 配布された仕様書については、当該業務の見積りの用に供するものとし、取扱いには十分注意し、他の目的には使用しないこと。

なお、仕様書の返還は不要とする。

6 入札書の提出

- (1) 入札に参加しようとする者は、東近江市電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により入札書に積算内訳書を添付して提出すること。

なお、積算内訳書の様式は、東近江市ホームページからダウンロードすること。

- (2) 前号の規定にかかわらず、東近江市電子入札実施要綱（平成23年東近江市告示第167号。以下「電子入札実施要綱」という。）第12条第 2 項の規定により、電子入札システムが利用できなくなった者で紙入札を行おうとするものは、紙入札参加届出書（様式第 4 号）を入札執行者に持参により提出した場合に限り、当該入札に参加することができる。

- (3) 入札書受付期間

令和 8 年 6 月 30 日（火）及び同年 7 月 1 日（水）

両日とも午前 9 時から午後 5 時まで

7 入札保証金

免除

8 最低制限価格

設ける（非公表）。

9 開札（入札執行）の日時

- (1) 開札日時

令和 8 年 7 月 2 日（木）午前10時

- (2) 開札場所 東近江市総務部契約検査課事務室（新館 2 階）

※立会いは認めない。

10 競争参加資格確認申請書の提出

- (1) 予定価格と最低制限価格の範囲内で最低の価格をもって入札をした者（以下「落札候補者」という。）には開札後、落札候補者のみに競争参加資格確認申請書及び資格確認資料の提出を求めるものとする。
- (2) 落札候補者が同価により 2 人以上ある場合は、当該落札候補者全員に申請書及び資料の提出を求めるものとし、当該申請書及び資料の審査の結果、落札候補者が 2 人以上ある場合は、くじにより落札者を決定する。

(3) 申請書の提出は、電子入札システムにより行うものとする。ただし、紙入札により入札書を提出した者は、申請書及び資料を持参により提出することができる。また、電子入札実施要綱第9条の規定に該当し、電子入札システムで提出することができない場合は、提出目録を事前に電子入札システムで送信後、持参により申請書及び資料を提出することができる。

(4) 競争参加資格確認申請書提出期限

落札候補者決定通知書発行の翌日の午後3時。ただし、翌日が市の休日（日曜日、土曜日及び祝日）に当たるときは、市の休日の翌日の午後3時とする。

11 入札方法等

(1) 入札執行回数は、原則として2回までとする。

ア 1回目の入札により、予定価格と最低制限価格の範囲となる額の入札がない場合は、予定価格に到達しない額の応札者から再度の応札を求め、最低制限価格未満の応札者は再度の応札に参加できない。また、入札が無効とされた者も再度の応札に参加できない。

イ 再度の入札に係る提出要領は、別途該当者に通知するものとする。

(2) この入札は、事後審査方式のため、予定価格と最低制限価格の範囲内で最も入札価格の低い者から順に入札参加資格の審査を行い、後日落札決定する。

(3) 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適當であると認められるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(4) 入札金額は、消費税及び地方消費税を除いた金額を記載するものとし、当該金額の消費税及び地方消費税相当額を加算した金額をもって落札決定額とする。

(5) 電子入札の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(6) 紙入札参加届出書の受付期間は、入札書受付締切日の午後4時までとする。

(7) 前号の届出をした者は、入札書（東近江市財務規則（平成17年東近江市規則第53号）様式第78号（その2））及び積算内訳書を作成し、「案件名」、「封入書類名」及び「差出人」を表記した別々の封筒に入れ、封印し、二つの封筒を合封して、入札執行者が指定した日時までに東近江市総務部契約検査課に持参しなければならない。

(8) 入札書を提出後、当該入札案件に配置予定をしていた技術者を配置できなく

なった場合で、開札日時の15分前までに入札執行者に辞退届を書面で提出したときは、当該入札を辞退することができる。

(9) 入札参加資格審査は、競争参加資格確認申請書の提出後、速やかに行うものとする。

ア 資格審査の結果、落札候補者が資格を満たしていない場合は、当該落札候補者を不適格とし、以後入札価格の低い順に審査を行う。

イ 審査の結果、入札参加資格を満たしている者が確認できた場合は、当該落札候補者を落札者と決定し、落札者が決定したときは、既に審査を受けた者を除き、他の入札参加者の競争参加資格確認申請書は求めないものとする。

ウ 落札候補者が期限内に申請書及び資料を提出しない場合は、当該落札候補者を失格とする。

エ 添付する資料のファイル（競争参加資格確認申請書等）は、3メガバイトまでとする。

オ 審査の結果、入札参加資格を満たさないと認められた者は、理由の説明を求めることができるものとする。

(10) 入札において、事故が起きた場合又は談合その他の不正な行為があると認めた場合は、入札を中止し、又は延期するときがある。

(11) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しないものとする。

12 入札結果の公表

当該業務の落札決定をしたときは、その旨を落札者に速やかに通知するとともに、入札結果を東近江市役所の情報コーナー及び東近江市ホームページに掲載するものとする。

13 異議の申立て

入札参加者は、入札後において、規則、図面、仕様書、契約書等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

14 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

ア 入札に参加するために必要な資格がない者が入札した場合

イ 同一業務について複数の入札書を提出した場合

ウ 入札書の金額、入札者の記名、押印その他入札要件の記載が確認できない場合

エ 入札書記載の金額を加除訂正した場合

オ 入札書記載の金額以外を加除訂正した場合における当該箇所に訂正印がない場合

カ 入札金額と積算内訳書の金額が異なる場合

キ 積算内容が適当でない場合

ク 積算内訳書に入札者名及び入札件名の記載がなく、意思表示が明確でない場合

ケ 仕様書の配布を受けずに入札した場合

コ その他入札に関する条件に違反した場合

(2) 無効の入札をした者が落札者である場合には、落札決定を取り消す。

15 その他

(1) 当該業務の質問については、東近江市ホームページの「一般競争入札のお知らせ」に添付している様式を使用し、令和8年6月17日（水）正午までに契約検査課まで、メール又は持参し提出すること。

質問書は、メールの場合は以下のメールアドレス宛てに送付することとし、持参の場合はCD-Rに入れて提出すること。

なお、質問書は、Word 又は Excel 形式で提出すること。

送付先メールアドレス keiyaku@city.higashiomi.lg.jp

質問の回答は、令和8年6月19日（金）午後2時以後に東近江市ホームページに掲載する。

(2) この入札に係る入札者は、東近江市建設工事等入札参加者に登録されている者（本店から営業所等に委任している場合は、営業所等の受任者）とする。

(3) この入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）その他の法令の定め抵触する行為を行ってはならない。

(4) 入札参加等の確認に必要な提出書類に記載された内容に虚偽が認められた場合は、東近江市建設工事等入札参加停止及び指名停止基準の規定により指名停止措置を行う。

入札に関する問合せ先

〒527-8527

滋賀県東近江市八日市緑町10番5号

東近江市総務部契約検査課

T E L 0748-24-1234（代表）、0748-24-5614（直通）

I P 050-5801-5614 F A X 0748-24-5560